

# 長崎県庁舎消防設備保守点検業務仕様書

## 1. 業務名称

長崎県庁舎消防設備保守点検業務

## 2. 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 3. 業務目的

本業務は、消防設備について専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態の維持を目的とする。

## 4. 一般事項

### (1) 適用

本仕様書は消防設備保守点検業務について適用する。なお、本仕様書において、委託者の長崎県を甲、受託者を乙とする。

### (2) 業務対象範囲

長崎県長崎市尾上町に所在する長崎県庁舎とする。

業務対象場所	長崎市尾上町		
1) 建物概要	行政棟 RC造 地上8階地下なし 地下ピットあり	議会棟 RC造 地上5階地下なし 地下ピットあり	駐車場棟 RC造 地上3階地下なし 地下ピットなし
2) 延床面積	44,440 m <sup>2</sup>	6,699 m <sup>2</sup>	11,429 m <sup>2</sup>

## 5. 業務内容

消防法第17条、17条の3の3に基づき、庁舎内に設置された消防用設備等の点検保守業務を実施する。

### (1) 機器点検、総合点検業務

消防法施行規則に基づき、機器点検及び総合点検を実施する。

- ①機器点検（6か月に1回） 1回目の点検は9月末日迄、2回目は3月末日迄に実施する。
- ②総合点検（1年に1回） 1回目の点検は9月末日迄に実施する。
- ③点検する設備は、別紙「対象設備一覧」参照。
- ④点検は「6. 業務体制」により実施すること。

## 6. 業務体制

乙は、以下の管理体制をもって業務を実施すること。

### (1) 業務主任者

乙は、次の資格を有する業務主任者を定め、甲に報告すること。

- ①業務主任者の資格要件は下記のとおり。

- 1) 消防設備士又は消防設備点検資格者
- ②業務主任者は、下記の業務を行う。
  - 1) 甲との連絡、報告、調整
  - 2) 業務従事者の指導及びクレーム処理と整理
  - 3) 業務計画書及び業務日程表の作成及び提出
  - 4) 別契約の関連業務との調整
  - 5) 点検報告書及び業務完了報告書の作成及び提出

## (2) 業務員

乙は必要な業務員を適正に配置し、業務を円滑に実施すること。

- ①業務員の資格要件は下記のとおり。
  - 1) 消防設備士又は消防設備点検資格者

## 7. 作業時間

- ①作業時間は原則として9時～17時45分までとする。ただし、平日に作業ができない場合で、甲による指示があった場合はこの限りでない。
- ②庁舎の開放時間
  - 1) 開序日：7時～21時（開序日とは、下記の閉序日を除く平日をいう。）
  - 2) 閉序日：9時～21時  
(閉序日とは、土曜、日曜、祝日及び年末年始12月29日～1月3日をいう。)

## 8. 点検報告

- ①次の報告書等を別に定める期日までに県（必要に応じて消防署）に提出すること。
  - ・業務実施報告書  
消防設備の点検報告は、庁舎平面図に点検箇所及び設備の種類を示すこと。
  - ・業務実施状況写真
  - ・解析、フィードバックから検討した意見書
  - ・消防用設備等点検報告書
  - ・その他県が必要と認め提出を求めた書類
- ②点検の結果、劣化・異常を発見した場合や、各施設・機器等の安全な運用を確保するため改修等が必要と考えられる場合は、意見を付して速やかに甲に報告すること。
- ③甲より故障発生等の連絡を受けた場合は、速やかに臨時点検を実施し不具合原因の調査を行うこと。なお、臨時点検の費用は乙の負担とする。
- ④臨時点検により部品交換等が必要と認められた場合は、別途甲が費用を負担する。
- ⑤故障した機器等の継続使用が他の機器に影響を及ぼす可能性がある場合は、速やかに運用停止等の応急措置を講じ、状況を甲に報告すること。なお、応急措置にかかる費用負担は、甲との協議による。

## 9. 危険防止の措置及び災害時の対応

- ①常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。
- ②作業を行う場所、もしくはその周辺に第三者が立ち入るおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、危険防止措置を講じること。なお、危険防止措置にかかる費用負担は、甲との協議

による。

③災害等が発生し緊急対応が必要となった場合、甲の指示により必要な人員を確保し、迅速に対応すること。なお、緊急対応にかかる費用負担は、甲との協議による。

## 10. 負担範囲

- ①業務に必要な電気、ガス、水道等の光熱水費は、甲の負担とする。
- ②業務に必要な工具、計測機器等は、乙の負担とする。
- ③業務に必要な消耗品、付属品、材料、油脂等は、乙の負担とする。
- ④業務遂行上必要な経費は、乙の負担とする。
- ⑤泡消火設備の放出試験等による消火剤の補充、区画の養生、廃液の回収、搬出、処分の処理は乙の費用負担とする。

## 11. その他

- ①関係法令を遵守し業務の遂行にあたること。
- ②官公署への連絡、届出等がある場合、乙は甲に協力し、遅滞なくこれを処理すること。
- ③関係機関の検査・調査等があった場合は、結果を速やかに報告すること。
- ④甲が保全関連の会議等の参加について要請した場合、乙は協力すること。
- ⑤故障時の緊急連絡先名簿を作成し、甲に提出すること。

### <添付資料>

- 1) 対象設備一覧
- 2) 敷地全体配置図

**対象設備一覧**

	項目・仕様	行政棟 議会棟	駐車場棟	機器点検	機器点検 総合点検
1 消火器	1式				
小型消火器	238本	(190)	(48)	1回	1回
車載式 50型	4本	(4)			
2 屋内・屋外消火栓設備	1式				
加圧送水装置	2組	(2)			
呼水槽	2基	(2)			
消火水槽	1基	(1)			
補助高架水槽	1基	(1)			
ポンプ制御盤	2面	(2)			
警報表示盤	1面	(1)			
消火栓箱	83台	(69)	(14)		
放水テスト弁	1台	(1)			
起動スイッチ	83個	(69)	(14)		
表示灯	83個	(69)	(14)		
常用電源	1組	(1)			
連動試験	1式	(1)		—	
配線点検	1組	(1)			
3 泡消火設備	1式				
加圧送水装置	3組	(2)	(1)		
圧力タンク	3基	(2)	(1)		
呼水槽	3基	(2)	(1)		
消火水槽	2基	(1)	(1)		
補助高架水槽	1基	(1)			
ポンプ制御盤制御盤	3面	(2)	(1)		
警報表示盤	1面	(1)			
流水検知装置	3台	(2)	(1)		
一斉開放弁	132台	(25)	(107)		
ヘッド	1997個	(352)	(1645)		
手動開放弁	132台	(25)	(107)		
常用電源	3組	(2)	(1)	—	
配線点検	3組	(2)	(1)		
放水試験	2組	(1)	(1)		
4 不活性ガス消火設備	1式				
消火用ガス容器	48本	(48)			
起動用容器	7本	(7)			
起動用操作箱	7面	(7)			
音響機器	7組	(7)			
制御盤	1面	(1)			
音声盤・音声装置	1面	(1)			
警報表示盤	1面	(1)			
専用電源装置	1組	(1)			
圧力スイッチ	7個	(7)			
ダンパー	20台	(20)			
放出表示灯	11台	(11)			
復旧弁箱	20面	(20)			
閉止弁ユニット	1組	(1)			
選択弁	6台	(6)			
ヘッド	28個	(28)			
常用電源	1組	(1)			
配線点検	1組	(1)			
容器搬入	2組	(2)			
5 粉末消火設備	1式				
粉末タンク	20組	(20)			
加圧用ガス容器	20本	(20)			
ホースリール	20組	(20)			
常用電源	2組	(2)		1回	1回
配線点検	2組	(2)		—	
6 フードダクト用消火設備	1式				
薬剤容器	14本	(14)			
制御盤	3面	(3)			
操作箱	3台	(3)			
放出ヘッド	28個	(28)			
感知器	14個	(14)			
常用電源	1組	(1)			
予備電源	1組	(1)			
配線点検	1組	(1)		—	

**対象設備一覧**

	項目・仕様	行政棟 議会棟	駐車場棟	機器点検	機器点検 総合点検
7	自動火災探知設備 1式				
	受信機 2台	(1)	(1)		
	R型受信機 20個	(17)	(3)		
	差動式スポット型感知器 310個	(310)			
	煙感知器(自動試験機能付) 1659個	(1649)	(10)		
	熱感知器(自動試験機能付) 138個	(130)	(8)		
	炎感知器 30個	(30)			
	総合盤 118台	(83)	(35)		
	常用電源 2組	(1)	(1)		
	予備電源 2組	(1)	(1)		
	配線点検 2組	(1)	(1)	—	
8	ガス漏れ火災警報設備 1式				
	受信機 1面	(1)			
	検知器 12個	(12)			
	中継器 2個	(2)			
	警報ブザー 12個	(12)			
	表示灯 12個	(12)			
	総合作動試験 1式	(1)			
	常用電源 1組	(1)			
	予備電源 1式	(1)			
	配線点検 1組	(1)		—	
9	非常放送設備 1式				
	装置本体 8台	(6)	(2)		
	スピーカー 94個	(87)	(7)		
	音量調整器 351個	(347)	(4)		
	常用電源 2組	(1)	(1)		
	予備電源 2組	(1)	(1)		
	作動試験 2組	(1)	(1)		
	配線点検 2組	(1)	(1)	—	
10	誘導灯・誘導標識 1式				
	誘導灯 358台	(342)	(16)		
	信号装置 1台	(1)			
	連動試験 1式	(1)			
	誘導標識 76枚	(76)			
	常用電源 62組	(62)			
	配線点検 62組	(62)		—	
11	避難器具 1式				
	避難ハシゴ 2台	(2)			
	避難ハッチ 11台	(11)			
12	消防用水 1式				
	水槽 3基	(2)	(1)		
	採水口 3基	(2)	(1)		
	給水装置 3基	(2)	(1)		
13	連結送水管 1式				
	表示灯 16個	(16)			
	送水口 3個	(3)			
	放水口 13個	(13)			
	常用電源 1組	(1)			
	配線点検 1組	(1)		—	
14	自家発電設備 1式				
	ディーゼルエンジン 1台	(1)			
	制御盤 1面	(1)			
	起動装置 1式	(1)			
	燃料・水タンク及び配管 1式	(1)			
	連動試験 1式	(1)			
	配線点検 1組	(1)		—	
15	非常電源専用受電設備 1式				
	受電設備 1式	(1)			
	保護継電器 1組	(1)			
	配線点検 1組	(1)		—	

※各項目の点検数量については、点検の必要に応じて増減することがあります

# 全体配置図

